

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 92

規

則

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第3号

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第63号）の施行期日は、平成26年3月20日とする。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第4号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第64号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成26年3月20日とする。

告

示

北海道告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号

目

次

ページ

規 則

○北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....（総合政策部総務課）	80
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....（総合政策部総務課）	80

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....（広報広聴課）	80
○特定調達契約に係る入札の公告.....（広報広聴課）	81
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	82
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	83
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	84
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	84
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	84
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	84
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	84
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	85
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	85
○土砂災害警戒区域の指定.....（砂防災害課）	85
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	86

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	89
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	90
○特定調達契約に係る入札の公告.....	90
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	91

道監査委員公表

○監査公表第3号.....	92
---------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	92
-----------------	----

に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成26年2月18日に一般競争入札の公告を行う平成26年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務
- (2) 資 格 平成26年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 平成26年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
道の指示により広報紙の制作及び配布に係る協議等のため、来庁が可能であること(広報紙制作ごとに複数回来庁を要する。)

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成26年2月18日(火)から同年3月14日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第120号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
平成26年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道告示第119号に規定する平成26年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成26年3月14日(金)午後5時まで(送付による場合は、必着)
- (2) 提出場所
ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 提出方法 資格審査の申請と同時に提出可

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階共用会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課)
- (2) 入札日時 平成26年4月1日(火)午後2時(送付による場合は、必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

- (1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する

総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準 落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成26年2月25日（火）午前10時
イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階共用会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報聴課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5110

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations literature "Hokkaido" 1 (one) set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 1, 2014
- C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区

の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

恵庭土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 2. 1	理 事	宮 田 寛	恵庭市中央360番地
同	同	同	中 島 一 雄	同 中島松18番地
同	同	同	山 川 政 幸	同 下島松295番地
同	同	同	高 嶋 浩 一	北広島市共栄584番地115
同	同	同	平 岡 日出男	千歳市勇舞5丁目9番3号
同	同	同	大 滝 崇 夫	恵庭市北島100番地
同	同	同	島 邦 夫	同 漁太397番地
同	同	監 事	松 岡 初 廣	同 春日117番地
同	同	同	小 寺 雄 一	同 北島91番地
退 任	同 26. 1. 31	理 事	宮 田 寛	同 中央360番地
同	同	同	森 美 弘	千歳市釜加84番地の6
同	同	同	山 川 政 幸	恵庭市下島松295番地
同	同	同	島 邦 夫	同 漁太397番地
同	同	同	吉 田 俊 二	同 穂栄25番地
同	同	同	高 嶋 浩 一	北広島市共栄584番地115
同	同	同	中 島 一 雄	恵庭市中島松18番地
同	同	監 事	大 滝 崇 夫	同 北島100番地
同	同	同	松 岡 初 廣	同 春日117番地

東和土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 2. 1	理 事	外 山 弘 美	旭川市東旭川町東桜岡511番地の1
同	同	同	青 木 哲 也	上川郡東川町西2号北2番地
同	同	同	中 原 実	同 東川町東5号北31番地
同	同	同	中 川 光 夫	同 東川町西8号北16番地
同	同	同	石 山 修	同 東川町東5号北14番地
同	同	同	坂 井 英 樹	旭川市東旭川町豊田11番地の46
同	同	同	朝 倉 和 明	同 東旭川町共栄160番地
同	同	同	三 浦 國 行	同 東旭川町日出238番地の2
同	同	同	安 田 伸 幸	同 東旭川町旭正398番地
同	同	同	大 橋 政 美	同 東旭川町瑞穂1250番地の2

置戸同	同
若佐農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理	同
訓子府高園客土、暗渠排水、区画整理	同
三井越川同	同
網走中部北同	同
上大樹農業用道路	北海道十勝総合振興局
統内暗渠排水、区画整理	同
合流農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	同

北海道告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（幌延地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷総合振興局に備え置いて、平成26年2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森33の1・33の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 霧害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 宗谷郡猿払村知来別2810の1・2810の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町・釧路郡釧路町・川上郡標茶町（以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年2月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 余市郡余市町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第128号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年2月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）	北海道告示第129号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第128号のとおりである。 平成26年2月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 岩見沢市栗沢町最上418の1、418の3所在の森林について所有権を有する 黒島 治 北海道告示第130号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成26年2月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美園町沢川（Ⅰ－04－0190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 三笠市美園町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 金谷沢川（Ⅰ－04－0450）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内北星町、幌内金谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
春日町沢川（Ⅱ－04－0500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内春日町、幌内月光町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌小の沢川（Ⅰ－04－0460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内金谷町、幌内町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三浦川（Ⅰ－26－1320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠幾春別町1丁目（Ⅰ－0－324－324）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幾春別町1丁目、2丁目、3丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠高美町（Ⅱ－0－272－272）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市高美町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠本町3（Ⅱ－0－269－269）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市本町、幌内住吉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
住吉の沢川（Ⅰ－04－0430）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幌内住吉町、幌内新栄町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠幌内北星町1（Ⅰ－0－312－312）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幌内北星町、幌内新栄町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岡田の沢川（Ⅰ－04－0540） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内北星町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本田の沢川（Ⅰ－04－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内北星町、幌内住吉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幌内北星町2（Ⅰ－0－313－313） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内北星町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幌内春日町2（Ⅱ－0－268－268） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内春日町、幌内金谷町、幌内北星町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幌内春日町1（Ⅱ－0－266－266）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内春日町、幌内北星町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 七十号1の沢（Ⅱ－04－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内北星町、幌内春日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 七十号2の沢（Ⅱ－04－0520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内北星町、幌内春日町、幌内金谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 春日沢川（Ⅰ－04－0510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内春日町、幌内金谷町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 月光の沢川（Ⅱ－04－0490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内月光町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幌内町3丁目（Ⅰ－0－314－314） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幌内町1丁目（Ⅰ－0－315－315） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幌内町1丁目、幌内中央町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平茂尻栄町4丁目（Ⅰ－0－434－434） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市茂尻栄町2丁目、4丁目、5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平豊里1（Ⅰ－0－436－436） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市豊里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別1丁目2（Ⅰ－2－212－1250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別2丁目（Ⅰ－2－213－1251） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別1丁目、2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別3丁目2（Ⅰ－2－214－1252） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別1（Ⅱ－2－135－918） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別3丁目1（Ⅱ－2－136－919） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

北斗市当別1丁目、2丁目、3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯当別4（Ⅲ－2－38－419） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市当別、当別1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吹込川（Ⅰ－26－1310） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌5（Ⅰ－2－587－1625） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 手塚の沢（Ⅱ－26－1300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚島歌7（Ⅰ－2－589－1627） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区島歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道十勝総合振興局告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年2月18日 北海道十勝総合振興局長 橋 本 博 行 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 72台分 一式 (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 44台分 一式 2 落札を決定した日 平成25年12月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社朝日 (2) 住 所 帯広市西7条南5丁目2番地 4 落札金額 (1) 199,440円 (2) 244,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年11月5日付け北海道十勝総合振興局告示第110号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地	(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成26年2月18日 北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成26年2月18日に一般競争入札の公告を行う北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（室蘭コース、登別コース及び伊達コース） (2) 資 格 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約入札参加資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に規定する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること。 (2) 申請をしようとする日現在において、引き続き2年以上一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成26年2月18日から同年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで（3月14日は午前11時まで）の間にしなければならない。	
ア 提出先の名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 イ 提出先の所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。	
北海道教育庁胆振教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成26年2月18日 北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行	
1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス借上1回当たりの単価）及び調達予定数量 ア 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（室蘭コース：青バス） 523回 イ 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（登別コース：赤バス） 523回 ウ 北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約（伊達コース：黄バス） 523回 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成26年4月8日から平成27年3月24日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成26年北海道教育庁胆振教育局告示第3号に規定する北海道室蘭養護学校スクールバス借上単価契約入札参加資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成26年3月25日（火）午前11時（送付による場合は、同月24日（月）までに必着）	

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：ibkryo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1
電話番号 0143-24-9605
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a Bus Charter (Muroran course)
- b Bus Charter (Noboribetsu course)
- c Bus Charter (Date course)
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 25, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than March 24, 2014)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁上川教育局告示第11号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年2月18日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 91台 一式
- (2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 51台 一式
- (3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 21台 一式
- (4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 14台 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月13日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
ア 氏 名 日立キャピタル株式会社
イ 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- (2) 1の(2)
ア 氏 名 日通商事株式会社
イ 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号
- (3) 1の(3)及び(4)
ア 氏 名 株式会社ソリューションセンター
イ 住 所 旭川市3条通8丁目842番地1
- 4 随意契約に係る金額
- (1) 80,428円
- (2) 50,267円
- (3) 22,900円
- (4) 20,338円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成26年2月18日 北海道監査委員 太田 博 北海道監査委員 飴谷 長藏	土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成26年2月18日 北海道収用委員会会長 松浦 正典 1 事件名 平成26年（収）第1号 一般国道38号改築工事（旭川十勝道路「富良野道路」）収用事件 2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道38号改築工事（旭川十勝道路「富良野道路」・北海道富良野市字下五区地内から同市字上五区地内まで） 4 裁決手続開始を決定する土地																																						
道収用委員会告示																																							
北海道収用委員会告示第1号																																							
<table><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所在</th><th rowspan="2">地番</th><th rowspan="2">地目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積（㎡）</th><th rowspan="2">実測地積（㎡）</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積（㎡）</th><th rowspan="2">氏名</th><th rowspan="2">住所</th><th rowspan="2">氏名</th><th rowspan="2">住所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日・受付番号</th><th>種類</th></tr><tr><td>富良野市</td><td>7383番1</td><td>宅地</td><td>555.43</td><td>555.34</td><td>551.73</td><td>澤田 偕子</td><td>札幌市北区北34条西10丁目3番3号 ただし、登記記録上の住所 旭川市東光十六条六丁目1番17号</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>		裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示		受付年月日・受付番号	種類	富良野市	7383番1	宅地	555.43	555.34	551.73	澤田 偕子	札幌市北区北34条西10丁目3番3号 ただし、登記記録上の住所 旭川市東光十六条六丁目1番17号	なし	なし	なし	なし
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																															
所在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示																													
										受付年月日・受付番号	種類																												
富良野市	7383番1	宅地	555.43	555.34	551.73	澤田 偕子	札幌市北区北34条西10丁目3番3号 ただし、登記記録上の住所 旭川市東光十六条六丁目1番17号	なし	なし	なし	なし																												
5 裁決手続開始決定の日 平成26年2月7日		航空タービン燃料油 J I S 1号 114,000リットル (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (4) 納入場所 帯広市泉町西8線中9番11 北海道警察本部地域部航空隊帯広分遣隊（地下タンク） 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。																																					
道警察本部告示		北海道警察本部告示第76号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成26年2月18日 北海道警察本部長 坂 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量																																					

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成26年2月18日から同年3月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成26年3月25日 午後4時20分（送付による場合は、同月24日 午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成26年2月12日付け北海道警察本部告示第61号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う

郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 12 Summary
- A The nature and quantity of products to be procured : a unit price per liter :
Aviation Turbine Fuel (JIS 1) 114,000 liters
- B Bid tendering time and date : 4 : 20 P.M., March 25, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 24, 2014)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239